

# 5 地方税財源の充実強化

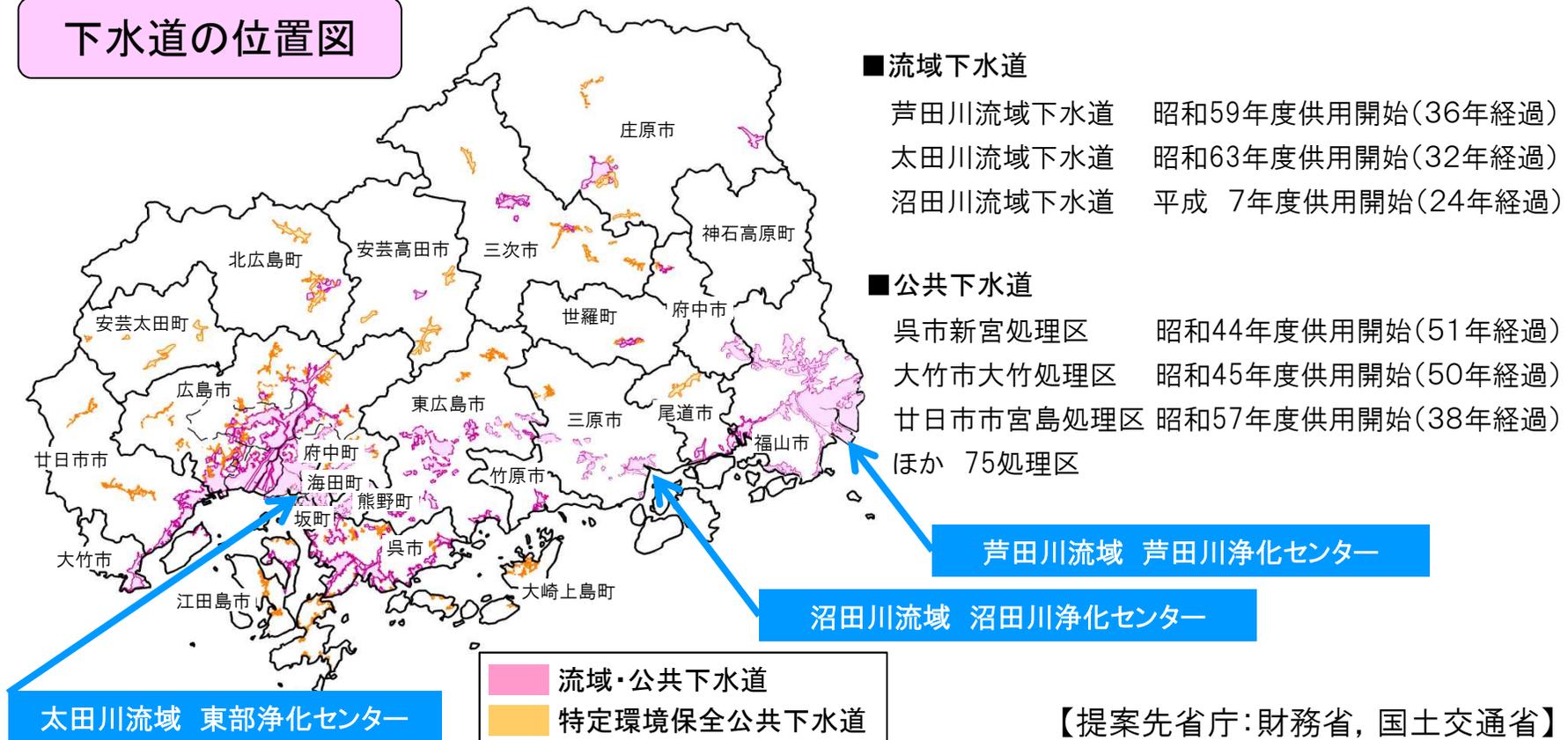
## (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

### 国への提案事項

#### 下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

#### 下水道の位置図



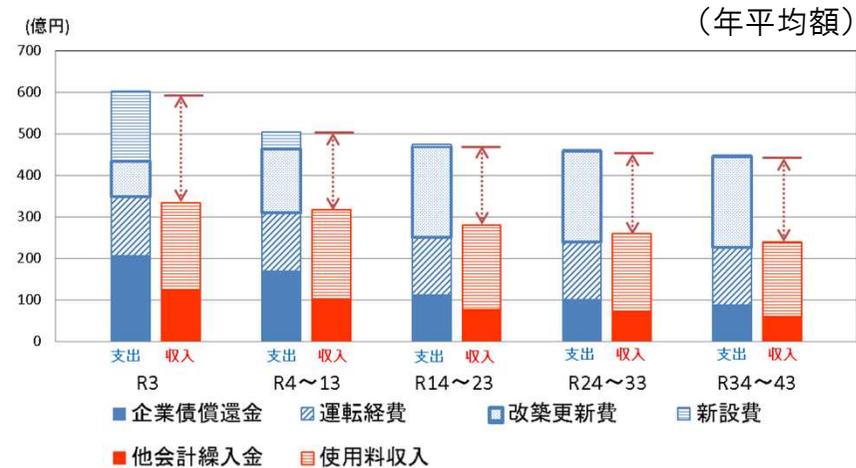
## 5 地方税財源の充実強化

### (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

#### 課題

- 10年後からは、改築費が増加する一方で使用料収入は減少する見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

≪ 公共下水道(広島市を除く)と流域下水道の支出と収入の見通し ≫



注1) 平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール(厚生労働省)」によって広島県が独自推計したもの

注2) 使用料金単価は据え置き

注3) 改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む

注4) 減価償却費及び長期前受金戻入を除く

#### 提案の背景

- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。』という方針が提案された。
- 具体的には、令和2年度より、管渠の単純な改築への支援について、汚水処理施設が概成した自治体から順次廃止する運用を始めた。
- さらに、財務省からは管渠の機能向上を伴う改築への支援を令和3年度以降縮減する見通しが示された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

## 5 地方税財源の充実強化

### (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

#### 下水道事業の現状

##### 《流域下水道》

##### ○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,183	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	744	43.2
合計	6,417	111.2

##### ○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,659(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)

##### 《公共下水道(広島市を除く)》

##### ○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所, 管路延長は約5,600km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	103箇所
管路延長※	5,592km

※浸水対策施設を含む

##### ○処理場内の設備の老朽化

- ・8割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30~50年	4箇所
15~30年	41箇所
15年未満	10箇所
合計	57箇所

(機械・電気設備の多くの  
法定耐用年数は15~20年)

#### 広島県の取組

- スtockマネジメント計画により計画的に維持管理・改築を実施していく。

## 5 地方税財源の充実強化

### (4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

#### 参考(下水道施設の補助制度)

##### 下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設		国庫補助率	根拠規定
公共下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	5.5/10	
		用地等	1/2	
流域下水道	管渠等		1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	2/3(※)	
		用地等	1/2	
都市下水路	市街地における下水排除施設		4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

#### 社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)